様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年９月１日　至　令和８年８月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　みのり会

①　□ 財団　　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特別医療法人　　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　　■ その他

③　■ 基金制度採用　　□ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　滋賀県甲賀市水口町水口５９９２番地１

(3) 設立認可年月日　　平成２３年９月２０日

(4) 設立登記年月日　　平成２３年９月３０日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長		
理　事		
同		
監　事		

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	濱田クリニック	2511402121	滋賀県甲賀市水口町水口５９９２番地１	一般病床　９床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　７年10月23日　　令和　６年度決算の決定

令和　８年　７月18日　　令和　７年度予算の決定

様式２

法人名	医療法人　みのり会
所在地	滋賀県甲賀市水口町水口５９９２番地１

※医療法人整理番号	0	0	4	0	4

財　産　目　録

（令和 8年　8月31日現在）

１．資　産　額	79,458 千円
２．負　債　額	151,264 千円
３．純　資　産　額	△ 71,806 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		42,955
Ｂ　固　定　資　産		36,503
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	79,458
Ｄ　負　債　合　計		151,264
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	△ 71,806

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２　　（診療所のみを開設する医療法人）

法人名	医療法人　みのり会
所在地	滋賀健甲賀市水口町水口５９９２番地１

※医療法人整理番号	0	0	4	0	4

貸　借　対　照　表

（令和 8年　8月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	42,955	Ⅰ 流動負債	20,418
Ⅱ 固定資産	36,503	Ⅱ 固定負債	130,846
1 有形固定資産	25,738	（うち医療機関債）	
2 無形固定資産	726	負債合計	151,264
3 その他の資産	10,039	純資産の部	
（うち保有医療機関債）		科目	金額
		Ⅰ 基金	29,296
		Ⅱ 積立金	△ 101,102
		（うち代替基金）	
		Ⅳ 評価・換算差額等	
		純資産合計	△ 71,806
資産合計	79,458	負債・純資産合計	79,458

様式４－２

法人名　医療法人　みのり会
所在地　滋賀県甲賀市水口町水口５９９２番地１

※医療法人整理番号	0	0	4	0	4

損　益　計　算　書

（自　令和 7年　9月　1日　至　令和 8年　8月31日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	177,069
2 事業費用	239,916
本来業務事業損失	△ 62,847
事業損失	△ 62,847
Ⅱ 事業外収益	13,515
Ⅲ 事業外費用	326
経常損失	△ 49,658
Ⅳ 特別利益	27,727
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 21,931
法人税等	72
当期純損失	△ 22,003

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　みのり会
理事長　　濱田　浩明　　殿

私は、医療法人みのり会の令和７年会計年度（令和７年９月１日から令和８年８月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和８年10月20日
医療法人　みのり会
監事　早瀬　允人